

子の物を偷用て牛と作りて役はれ異しき表を示す

縁 第十

大和国添上郡山村中里に、在昔椋家長公といふひと有り。十二月に当り、方広経に依りて先の罪を懺いむと欲ひて、使人に告げて云はく「一の禪師を請ふべし」といふ。其の使人問ひて曰はく「何れの寺の師をか請へむ」といふ。答へて曰はく「其の寺を扱はず、遇ふに随ひて請へよ」といふ。其の使願に随ひて路行く一の僧を請得て家に帰る。家主心を住めて供養す。其の夜に、

礼経らいきやうすて已をに訖おはりて僧息いごはむとする時に、檀主だんす設まうけて被かを以もちて覆おほふ。僧すなは
 ち心に念おもはく「明日あくるひに物を得とむよりは被かを取りて出ででむに如ごとかず」とおもふ。
 時に声有こゑりて言いはく「其の被かを盗とることなかれ」といふ。僧大おほに驚おどき疑うたひ、
 顧かへりて家の中を窺うかがひて人を覓もとむ。ただし一ひとの牛のみ有りて家の倉ぐらの下したに立つ。
 僧牛の辺ほとりに進まむ。牛僧うへに語りて言いはく「吾われは此の家長いへさみの父ちちなり。吾われ先の世
 に、人に与よへむが為ために吾わが子こに告つげずして稻いね十束とつかを取りき。所以ゆゑに今牛いまのうの身みを
 受うけて先さきの債なまを償つぐふ。汝なむちは是こゝれ出家げふしなり。何なにすれぞ輒たやすく被かを盗とる。其の事ことの
 虚そら実まことを知らむと欲おもはば、我わがが為ために坐ざを設たげよ。我わがれ上のぼり居ゐむ。其の父ちちと知る
 べし」といふ。是こゝに僧いごすなはち大おほに愧かへぢ、還かへりて宿とどる処ところに止とどま。明朝あくるあしたに事ことの
 行おこなひ既に訖おはりて曰いはく「他人ひとを遠とほく却からしめよ」といふ。然しかうして後のちに親族やからを
 召よびあつめて具つぎに先さきの事ことを陳のぶ。檀越だんをちすなはち悲かなしむる心こゝろを起おこして牛の辺ほとりに就つき、藁わら
 を敷まきて白まうして言いはく「実まことに吾わがが父ちちならば、此こゝの座ざに就つきたまふべし」とま
 うす。牛膝うしひざを屈まげて座ざの上うへに臥ふせれば、諸もろもろの親声やからを出いだし大おほに啼泣なきて言いはく
 「実まことに吾わがが父ちちなり」といふ。すなはち起たちて礼れい拜がみて、牛うしに白まうして言いはく「先
 の時に用もちたまひし所ところは今いま 咸ことごとく免ゆるし奉たてまつる」とまうす。牛聞うしききて涙なみだを流ながし大おほに息いき
 く。即日そのひの申時まじに命終いのちのときる。然しかうして後のちに覆おほへる被かと財物たからものとを其の師しに施たし、更さら

第十縁 あやしき表(い)の説話。今昔物語
 集・十四ノ三十七に書承。扶桑略記・齊明天皇
 条に引用。

一〇 奈良市山町あたり。底本訓釈「添(曾布)」。
 二 未詳。本説話以外に所伝をみない。三大
 通方広懺悔滅罪莊嚴成仏経。政事要略・二十八
 「官曹事類云、宝龜五年十二月、囑請僧十口、
 沙弥七口、設方広懺悔過於宮中、々々方広自此
 始也」、類聚国史・一七八・仏名「淳和天皇弘仁十
 四年十二月癸卯、請大僧都長惠、少僧都勤操、
 大法師空海等、於清涼殿、行大通方広之法、
 終夜而畢也」にみるように、後代でも十二月に
 方広懺悔がおこなわれた。宝龜五年(毛野)の例
 は仏名会の起源とされる。広弘明集・二十八に
 は、陳文帝の大通方広懺文が収録されている。
 三 前世。一四 礼拜と誦経と。一五 檀越に同じ。

に其の父の為に広く功德を修る。因果の理あに信はざらむや。

施主。椋家長公をさす。二六 夜具。底本訓釈「被(不須万)」。二七 明日物を得ることは今この被を盗んで出て行くことに及ばない。「明日得物」と「取被而出」とを比較し、「取被而出」をえらぶ。「ハこのあたりを、今昔物語集・十四ノ三十七は「立留テ、音ノ有ツル方ヲ伺ヒ見ルニ、人不見ズ。只一ノ牛有リ。僧此ノ音ニ恐レテ返リ留ヌ。情ヲ思フニ、牛ノ可レ云キニ非ネバ、怪ビ思ヒ乍寝ヌ。其ノ夜ノ夢ニ、僧牛ノ辺ニ寄タルニ、牛ノ云ク、「我ハ此レ、此ノ家主ノ父也。……ト云フ、ト見テ夢覺ヌ」としている。僧の夢の中で牛がことばを發した、としている。今昔物語集では人と動物との言語を介しての交渉は夢の世界でのみ許容されたとする森正人の指摘がある。本書では、夢の中、という設定無しに動物が人のことばを發している。動物の發話については扶桑略記も疑問を呈している。元養老令では六歳以上の男子には二段の口分田が給された。口分田には一段につき二束二把の田租が課せられた(田令)。本説話では、男子に給せられた口分田の稲をその男子のために用いずに、他のために流用したことを、問題としている。「束」は、稲をはかる単位。一把。稲一束から米五升がとれる(令養解・田令)。三〇 たとえば法苑珠林・債負篇・感心緣所収の説話十一話中三話が牛に転生して前世の債を償う内容。この型の説話は多い。三 転生は証拠によって証明される。証拠は物品であることが多いが、行動であるばあいもある。三 午後三時から五時のころ。橋本万平によれば、奈良時代には「時」が用いられ、平安時代に入ってから「刻」が用いられた。三 三より高い地位の存在(たとえば人)への転生を暗示する。